



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

- 規則
  - \*62 母子保健法施行細則の一部を改正する規則 (子ども未来課)
- 告示
  - 1089 平成20年土地基本調査和歌山県支援業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (地域づくり課)
  - 1090 生活保護法による施術機関の指定 (福祉保健総務課)
  - 1091 肥料取締法による肥料の登録の失効 (果樹園芸課)
  - 1092 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
  - 1093 道路の位置の指定 (都市政策課)
  - 1094 " ( " )
  - 1095 " ( " )
  - 1096 " ( " )
  - 1097 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)
- 選挙管理委員会告示
  - 75 政治団体の設立の届出
  - 76 政治団体の届出事項の異動の届出
  - 77 政治団体の解散の届出
  - 78 政治団体の収支報告書の要旨
  - 79 資金管理団体の届出事項の異動の届出
  - 80 資金管理団体の指定の取消しの届出
  - 81 平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第122号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正
  - 82 収支報告書の要旨の一部訂正
- 警察本部告示
  - 11 射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム(X線マイクロアナライザー)の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
- 公告
  - 入札公告 (地域づくり課)
- 諸報
  - 入札公告 (警察本部)
- 正誤
  - 平成20年6月24日付け和歌山県報第1971号和歌山県教育委員会告示第2号中

## 規則

### 和歌山県規則第62号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年8月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則(昭和44年和歌山県規則第105号)

の一部を次のように改正する。

第7条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の支援給付受給者である場合には、支援給付受給者であることを証する書類

別記第7号様式中

扶養義務者	氏名	
	居住地	

	本人との続柄		職業	
--	--------	--	----	--

扶養義務者	ふりがな		本人の続
	氏名		
	居住地		

と柄		職業	
----	--	----	--

別記第9号様式を次のように改める。

別記第 9 号様式 (第 7 条関係)

(表面)

世 帯 調 査 書

申請者 氏 名					本 人 氏 名			
児 童 の 属 す る 世 帯 構 成	(1) 世 帯 構 成 員 名	続 柄	性 別	生 年 月 日	職 業 (勤務先)	(2) 階 層 区 分	(3) 所 得 税 額	(4) 備 考
(5) 世帯外扶養義務者	氏 名							
	住 所							
	氏 名							
	住 所							

(裏面の記載要領をよく読んで記入してください。)

(裏面)

## 記 載 要 領

- (1) 「世帯構成員」とは、児童本人と生計を一にしている者をいいます。本人を含めて全世帯構成員を記載してください。
- 「扶養義務者」とは、父母、祖父母、養父母、兄弟姉妹のほか家庭裁判所で扶養の義務が負わされた叔父、叔母等民法第877条に定められている者です。
- (2) 「階層区分」の欄には、児童本人及び扶養義務者について次により記号で記入してください。なお、注(1)参照のこと。
- ア 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯である場合…… a
- イ aに当たる場合を除いて本年度の市町村民税が課税されていないか、又は免除になっている場合…… b(本年度の市町村民税が不明のため前年度の市町村民税によった場合で前年分所得税が課税されているとき…… d)
- ウ a又はbに当たる場合を除いて、前年分所得税が課税されていない場合…… c
- エ a又はbに当たる場合を除いて、前年分所得税が課税されている場合…… d
- (3) 階層区分がdである者(児童本人の扶養義務者で所得税を課税されている者)については、その所得税額の年額を記入してください。
- (4) 世帯構成員中本人以外の児童が、育成医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は補装具の交付(修理)を受け、又は受けることが決定しているときは、その旨を備考欄に記入してください。
- (5) 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で現に児童本人に対して扶養を履行している扶養義務者がいる場合のみ記入してください。

## 注

- (1) 扶養義務者の階層区分について、次の例により、これを証明する関係書類を必ず添付してください。ただし、児童本人又は扶養義務者で18歳未満のものは、未就業であれば証明書は不要です。
- ア 階層区分 a の証明  
被保護者又は支援給付受給者であることを証明する居住地の福祉事務所長、市町村長又は児童委員の証明書
- イ 階層区分 b の証明  
市町村民税非課税又は免除を証明する市町村長又は市町村民税の特別徴収義務者の証明書
- ウ 階層区分 c の証明  
所得税が非課税であることを証明する市町村長、税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書及び市町村民税の課税額を明らかにする市町村長の証明書(均等割及び所得割の課税額を明らかにしたもの)
- エ 階層区分 d の証明  
所得税の課税額について証明する市町村長、税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書
- (2) 申請後給付が終了するまでの間に上記記載事項に変更が生じた場合は、申請書を提出した保健所に届け出てください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の母子保健法施行細則別記第7号様式及び別記第9号様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1089号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年土地基本調査和歌山県支援業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年8月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 競争入札に付する事業  
平成20年土地基本調査和歌山県支援業務
- 2 競争入札参加資格者の資格  
この競争入札に参加することができる者は、平成20年8月1日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。  
  - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
  - (4) 国税、県税、市町村税に未納がない者であること。
  - (5) 和歌山県庁から30分以内の場所に「平成20年土地基本調査和歌山県事務局」として独立した作業場所を確保し、必要人員を配置できる法人であること。
  - (6) 現在又は過去3年以内に国又は地方公共団体が実施した同種の調査及びその分析等の業務を請け負った実績を有すること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等  
  - (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。  
    - ア 競争入札参加資格審査申請書
    - イ 法人の概要書
    - ウ 当該法人の登記事項証明書
    - エ 印鑑証明書
    - オ 使用印鑑届
    - カ 次に掲げる税金に未納がないことを確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの  
      - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
      - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
      - (ウ) 法人市町村民税

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

- (2) (1) のア、イ、オ及びキに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年8月1日（金）から平成20年8月7日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年8月11日（月）までの間に和歌山県企画部地域振興局地域づくり課に対して電話又は書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間  
3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年8月1日（金）から平成20年8月11日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布及び受付場所  
和歌山県企画部地域振興局地域づくり課  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2423  
ファクシミリ番号 073-425-5087
- 6 資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年8月13日（水）までに通知する。
- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明  
  - (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
  - (2) (1) の説明は、平成20年8月14日（木）までに書面により求めるものとする。
  - (3) (2) の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。
  - (4) 説明については、平成20年8月15日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
  - (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1090号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年8月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊柔 12-20	岡本武士	おかもとはりきゅう整骨院	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2236	平成 20.7.4

和歌山県告示第1091号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、  
次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定に

より公告する。

平成20年8月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	失効した 年月日
和歌山県 第580号	混合有機質肥料	7.0 獣肉搾粕粉 末	窒素全量7.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町大字 岸宮807	平成 20年5月14日
和歌山県 第581号	混合有機質肥料	78 獣動物混合肥 料	窒素全量7.0 りん酸全量8.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町大字 岸宮807	平成 20年5月14日
和歌山県 第582号	混合有機質肥料	85 獣動物混合肥 料	窒素全量8.0 りん酸全量5.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町大字 岸宮807	平成 20年5月14日
和歌山県 第583号	混合有機質肥料	95 獣動物混合肥 料	窒素全量9.0 りん酸全量5.0	公定規格のとおり	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町大字 岸宮807	平成 20年5月14日

和歌山県告示第1092号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)  
第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項  
の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成20年8月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成20年8月11日(月)午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30番地 水産会館 2階  
第5会議室
- 3 被聴聞者
  - (1) 氏名 井内隆
  - (2) 住所 徳島県小松島市小松島町字元根井52-24
  - (3) 漁業許可 なし
  - (4) 許可番号 なし
  - (5) 船舶名 金比羅丸(T02-2739)

		代表取締役 金沢公英			
--	--	---------------	--	--	--

和歌山県告示第1094号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号  
の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年8月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2957	橋本市高野口 町名古曾字大 石200-1の一 部、203-1の 一部	和歌山市太田 479番地の3 株式会社幸福 建設 代表取締役 金沢公英	平成 20.7.22	6.00	38.40

和歌山県告示第1093号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の  
規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年8月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	指 定 位 置	申 請 者 住 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2984	海南市沖野々 字田和原299 番1の一部、3 00番1の一部	和歌山市太田 479番地の3 株式会社幸福 建設	平成 20.7.24	6.00	74.90

和歌山県告示第1095号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号  
の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年8月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	指 定 位 置	申 請 者 住 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2990	有田市千田字 鳥居251-1の	海南市下津町 小畑1073番地	平成 20.7.24	6.00	37.70

一部、251-2 の一部、252- 2の一部、水 路	内芝敬至			
-------------------------------------	------	--	--	--

和歌山県告示第1096号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年8月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定 番号	指定位置	申請者 住居 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員	延長
				メートル	メートル
3007	西牟婁郡上富田町朝来字下内代927番1の一部	田辺市あけぼの18番6号 紀陽住建株式会社 代表取締役 菅原国男	平成20.7.22	4.00	31.62

和歌山県告示第1097号

パソコン用ソフトウェアの売買契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成20年8月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 落札に係る物品の名称及び数量  
パソコン用ソフトウェア  
2,212本
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県出納局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日  
平成20年5月28日
- 落札者の氏名及び住所  
株式会社サンコー和歌山事業部  
和歌山市小松原5丁目4番25号
- 落札金額  
70,140,197円（うち消費税及び地方消費税の額3,340,009円）
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
平成20年4月18日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年8月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
竹共会	細川勝治	片岡清	日高郡みなべ町徳蔵274	平成20.7.15	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年8月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
内田英雄後援会	代表者	中山嘉久	和田繁幸	平成19.3.26	政治団体	
前川勝久後援会	代表者	関本昌	須川亮	平成20.3.3	政治団体	
立谷誠一後援会	代表者	山口好次	浦千尋	平成20.3.18	政治団体	
自由民主党和歌山県 栄養士連盟支部	主たる事務所の所在地	和歌山市加太1134の124	和歌山市納定2-3	平成20.3.25	政党の支部	

佐井あき子後援会	主たる事務所の所在地	田辺市あけぼの45-12 コーポイケダ202号	田辺市あけぼの45-6	平成20.3.25	政治団体	
いずみ正徳後援会	主たる事務所の所在地	田辺市本宮町伏拝983-2	田辺市新庄町96-11	平成20.3.26	政治団体	
はしもと明彦後援会	主たる事務所の所在地	西牟婁郡すさみ町周参見3971	西牟婁郡すさみ町周参見4147-1	平成20.3.27	政治団体	
畑山ゆたか後援会	代表者	橋本正信	栗田勲	平成20.5.19	政治団体	
松本亀吉後援会	会計責任者	松本八重子	松本弘毅	平成20.7.2	政治団体	
自由民主党和歌山県薬剤師連盟支部	会計責任者	坂東源司	稲葉真也	平成20.7.3	政党の支部	
和歌山県藤井基之薬剤師後援会	会計責任者	坂東源司	稲葉真也	平成20.7.3	政治団体	
和歌山県薬剤師連盟	会計責任者	坂東源司	稲葉真也	平成20.7.3	政治団体	
自由民主党金屋町支部	代表者	横畑龍彦	庄田拓裕	平成20.7.4	政党の支部	
自由民主党和歌山県石油販売業支部	代表者	有田真一	森下正紀	平成20.7.8	政党の支部	
和歌山県石油政治連盟	代表者	有田真一	森下正紀	平成20.7.9	政治団体	
	会計責任者	井上昭	田村真一	平成20.7.9	政治団体	
和歌山県看護連盟	代表者	谷真子	岸裏八重子	平成20.7.18	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年8月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
木村よしき中辺路後援会	岡上哲三	平成19.3.26	平成19.3.26
岩中としかず後援会	藤原章	平成19.3.29	平成19.3.29
自由民主党和歌山県保育推進支部	滝本正義	平成19.4.2	平成19.4.2
自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部	前川勝久	平成19.5.24	平成19.5.24

桂功後援会	桂功	平成19.6.15	平成19.6.15
松本亀吉後援会	木下章	平成20.6.30	平成20.7.2

和歌山県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年8月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	木村よしき中辺路 後援会	岩中としかず後援 会	自由民主党和歌山 県保育推進支部	自由民主党和歌山 県西牟婁郡第三支 部	
報告年月日	平成19年3月26日	平成19年3月29日	平成19年4月2日	平成19年5月24日	
資金管理団体の届出をした者の氏名					
資金管理団体の届出に係る 公職の種類					
1 収入総額	0	258,182	83,715	0	
ア 前年繰越額	0	258,182	83,715	0	
イ 本年収入額	0	0	0	0	
2 支出総額	0	0	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)				
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせん によるもの)				
	(イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入				
	エ 借入金				
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入				
	カ その他の収入				
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費				
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)					



政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	桂功後援会	松本亀吉後援会
報告年月日	平成19年6月15日	平成20年7月2日
資金管理団体の届出をした者の氏名	桂 功	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	すさみ町長	
1 収入総額	2,536,221	0
ア 前年繰越額	2,536,221	0
イ 本年収入額	0	0
2 支出総額	0	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	松本亀吉後援会	
報告年月日	平成20年7月2日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収 入 の 内 訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせん によるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支 出 の 内 訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (* 印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)		

和歌山県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった

ので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年8月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
佐井昭子	田辺市議会議員	佐井あき子後援会	主たる事務所の所在地	田辺市あけぼの45-12 コーポイケダ202	田辺市あけぼの45-6	平成20.3.25

和歌山県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表

する。

平成20年8月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
桂功	すさみ町長	桂功後援会	西牟婁郡すさみ町周参見2510-1	桂功	平成19.6.15

和歌山県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第122号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成20年8月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男  
別冊の政治団体の収支報告書（平成18年分）の要旨（政党）

66,168,287  
31,621,779  
19,768,366  
3,709,051  
3,709,051  
1,621,140  
9,413,551  
34,400

207,149,363
145,354,873
61,794,490
102,066,912
13,158,020
(8,620人)
1,842,000
1,842,000
1,610,000
232,000
292,000
46,403,535
98,935
35,898,625
28,778,559
1,385,247
5,734,819

208,091,263
145,354,873
62,736,390
103,008,812
13,158,020
(8,620人)
1,842,000
1,842,000
1,610,000
232,000
292,000
46,403,535
1,040,835
35,898,625
28,778,559
1,385,247
5,734,819
67,110,187

の表自由民主党和歌山県支部連合会の欄中

を

に訂正し、収入の内訳（平成18年

31,621,779
19,768,366
3,709,051
3,709,051
1,621,140
10,355,451
34,400

分) [政党的支部] 自由民主党和歌山県支部連合会の項

中 「 4その他の収入 1件10万円未満のもの 98,935円 を 4その金銭当分金銭当分金銭当分1件1

他の収入  
 以外による寄附相 510,000円  
 以外による寄附相 261,800円 に訂正する。  
 以外による寄附相 170,100円  
 0万円未満のもの 98,935円 」

和歌山県選挙管理委員会告示第82号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規定による平成18年12月17日執行の和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第7号(和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨)、平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第18号(平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第7号(公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨)の一部訂正)及び平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第19号(和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨)を次のとおり訂正し、公表する。

平成20年8月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第7号における収支報告書の要旨の表候補者氏名仁坂吉伸の収入欄中「自由民主党和歌山県支部連合会 政党 5,871,800円」を「自由民主党和歌山県支部連合会 政党 6,041,900円」に、「今回計 10,291,800円」を「今回計 10,461,900円」に、「総計 10,291,800円」を「総計 10,461,900円」に訂正し、

同候補者の支出欄中「雑費 609,615円」を「雑費 779,715円」に、「今回計 6,943,612円」を「今回計 7,113,712円」に、「総計 6,943,612円」を「総計 7,113,712円」に訂正する。

平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第19号における収支報告書の要旨の表候補者氏名仁坂吉伸の収入欄中「前回計 10,291,800円」を「前回計 10,461,900円」に、「総計 10,291,800円」を「総計 10,461,900円」に訂正し、同候補者の支出欄中「前回計 6,943,612円」を「前回計 7,113,712円」に、「総計 9,978,393円」を「総計 10,148,493円」に訂正する。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第11号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム(X線マイクロアナライザー)の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年8月1日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム(X線マイクロアナライザー)の賃貸借

(2) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年8月1日(金)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関して参加を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) この入札に係る契約業務と同等規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であ

ること。

(7) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 保守体制証明書

サ この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し

(2) (1) のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県が行う「情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱」(平成16年和歌山県告示第1369号)の規定に基づく資格申請の審査を経て、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者に対しては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年8月1日(金)から平成20年8月7日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)の定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年8月13日(水)までの間に次に掲げる場所において書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(内線2246)

ファクシミリ番号 073-423-0120

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部岡崎庁舎 1階会議室

(2) 日時

平成20年8月7日(木)午後2時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年8月8日(金)から平成20年8月18日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110(内線546)

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年8月26日(火)までに通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年8月29日(金)までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年9月4日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

平成20年土地基本調査和歌山県支援業務について、次のとおり一般競争入札(以下「競争入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年8月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成20年度地域づくり課第1号

<p>(2) 委託業務の名称 平成20年土地基本調査和歌山県支援業務</p> <p>(3) 委託業務の仕様等 仕様書による。</p> <p>(4) 委託期間 平成20年9月16日（火）から平成21年2月28日（土）まで</p> <p>(5) 予定価格 4,513,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成20年和歌山県告示第1089号に規定する平成20年土地基本調査和歌山県支援業務に係る競争入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び事項</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県企画部地域振興局地域づくり課</p> <p>(2) 日時 平成20年8月1日（金）から平成20年8月7日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで</p> <p>4 入札説明書を交付する場所及び日程等</p> <p>(1) 入札説明書を交付する場所及び日程は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の（1）に同じ。</p> <p>イ 日時 3の（2）に同じ。</p> <p>(2) （1）の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成20年8月11日（月）までの間に和歌山県企画部地域振興局地域づくり課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。</p> <p>5 競争入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 競争入札の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 県庁南別館3F 防災対策室B</p> <p>イ 入札日時 平成20年8月27日（水）午後2時から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された通知書の写しを持参することとする。</p> <p>6 入札方法</p>	<p>落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>7 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>8 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 入札の無効</p> <p>本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>10 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載のとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県企画部地域振興局地域づくり課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係</p>
---	--

のない和歌山県企画部地域振興局地域づくり課の職員にくじを引かせるものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部地域振興局地域づくり課

イ 和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2423

ファクシミリ番号 073-425-5087

諸 報

入 札 公 告

射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム(X線マイクロアナライザー)の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成20年8月1日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 調達物品の名称及び数量

射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム(X線マイクロアナライザー)の賃貸借 一式

(3) 賃貸借の契約期間

平成21年2月1日から平成29年1月31日までの間

(4) 調達物品の仕様等

射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム(X線マイクロアナライザー)仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 入札金額

月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県警察本部告示第11号に規定する射撃残さ分析走査電子顕微鏡システムの賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所(以下「科学捜査研究所」という。)

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110(内線546)

(2) 期間

平成20年8月1日(金)から平成20年8月7日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、科学捜査研究所に対して平成20年8月13日(水)午後4時までに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部岡崎庁舎 1階会議室

(2) 日時

平成20年8月7日(木)午後2時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部岡崎庁舎 1階小会議室

イ 入札日時

平成20年9月11日(木)午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を

入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に96を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額に96を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、科学捜査研究所の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない科学捜査研究所の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required :

Name : Lease of equipment for Scanning Electron Microscope System with a gunshot residue analysis software package, 1 unit.

- (2) Time limit for tender :

By hand : Thursday, September 11, 2008. 2:00P.M.

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588,

Japan

phone : 073-423-0110

正 誤

正 誤

平成20年6月24日付け和歌山県報第1971号和歌山県教育

委員会告示第2号中

「木造熊野十二所権現古神像  
15軀  
宗貞、宗印、なら、下の  
ミかと、法印、作也等の銘  
がある。」

は誤り

につき、

「木造熊野十二所権現古神像  
15軀  
宗貞、宗印、なら下のミ  
かと宗貞法印作也、等の銘  
がある。」

に訂正する。